

青森県報

第四千二十一号

平成二十七年
七月十五日
(水曜日)

目次

告 示

介護保険法による居宅サービス事業者の指定	(高年齢福祉課)	一
介護保険法による居宅介護支援事業者の指定	(同)	二
介護保険法による介護予防サービス事業者の指定	(同)	二
指定障害福祉サービス事業者の障害福祉サービス事業の廃止の届出	(障害福祉課)	二
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援医療機関の指定	(同)	三
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定の辞退	(同)	三
身体障害者福祉法による医師の指定	(同)	三
中小・中堅企業賃上げ・一時金要求・妥結調査の実施	(労政・能力開発課)	三
建設業者の許可の取消し	(上北地域)	四
出先機関	(同)	四
土地改良区の定款変更の認可	(中北地域)	五
同	(同)	五
同	(西民地域)	五

右 同

(西民地域) 五

告 示

青森県告示第五百二十五号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十一条第一項本文の規定により、次のとおり居宅サービス事業を行う者を指定したので、同法第七十八条第一号の規定により公示する。

平成二十七年七月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

名称又は 氏名	主たる事務所 所在地又は住所	居宅サ ビスの種 類	居宅サ ビス事業を行 つた事 業所	指 定 年 月 日
株式会社 カサメ ル	岩手県盛岡市 岩手二丁目三 番一	特定福祉 用具販売	株式会社 カサメ ル前営業所	九田一丁目一三 番の三
株式会社 カサメ ル	岩手県盛岡市 岩手二丁目三 番一	福祉用具 貸与	株式会社 カサメ ル前営業所	九田一丁目一三 番の三
株式会社 タツフ ライフ	弘前市大字高 田三丁目一〇 番一	訪問介護	株式会社 タツフ ライフ前営業 所	三丁目一〇番一 〇
株式会社 タツフ ライフ	弘前市大字高 田三丁目一〇 番一	訪問看護	株式会社 タツフ ライフ前営業 所	三丁目一〇番一 〇
株式会社 イッサイ クス	八戸市大字河 原八太郎山一 の六二四	訪問看護	株式会社 イッサイ クス前営業 所	八戸市大字河 原八太郎山一 の六二四

青森県告示第五百二十六号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十六条第一項の規定により、次のとおり居宅介護支援事業を行う者を指定したので、同法第八十五条第一号の規定により公示する。

平成二十七年七月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

指定居宅介護支援事業者	名称	主たる事務所の所在地	名称	名称	所在地	年月日
株式会社サスメディックス	八戸市大字河原木字八太郎山一〇の六二四	たものき居宅介護支援事業所	八戸市大字田面木字堤下九の四一六号室	平成二七・七一		

青森県告示第五百二十七号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第五十三条第一項本文の規定により、次のとおり介護予防サービス事業を行う者を指定したので、同法第百十五条の十第一号の規定により公示する。

平成二十七年七月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

指定介護予防サービス事業者	名称又は名称	主たる事務所の所在地又は住所	介護予防サービスの種類	介護予防サービス事業を行う事業所	名称	所在地	年月日
株式会社サスメディックス	八戸市大字河原木字八太郎山一〇の六二四	訪問看護	訪問看護	八戸市大字田面木字堤下九の四一六号室	平成二七・七一		
株式会社クライフタツ	弘前市大字高田三丁目一の一〇	訪問看護	訪問看護	弘前市大字高田三丁目一の一〇			

青森県告示第五百二十八号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第四十六条第二項の規定により、次の指定障害福祉サービス事業者から障害福祉サービス事業を廃止する旨の届出があったので、同法第五十一条第二号の規定により公示する。

平成二十七年七月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

株式会社クライフタツ株式会社	弘前市大字高田三丁目一の一〇	訪問介護	訪問介護	株式会社クライフタツ株式会社	弘前市大字高田三丁目一の一〇	年月日
株式会社サスメディックス	岩手県盛岡市肴町二の三一	介護予防福祉用具貸与	介護予防福祉用具貸与	株式会社サスメディックス	岩手県盛岡市肴町二の三一	
株式会社サスメディックス	岩手県盛岡市肴町二の三一	特定介護用具販売	特定介護用具販売	株式会社サスメディックス	弘前市大字早稲九丁目一三三の九	

青森県告示第五百二十九号

指定障害福祉サービス事業者

平成二十七年七月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

指定障害福祉サービス事業者	名称	主たる事務所の所在地	障害福祉サービスの種類	障害福祉サービス事業を行う事業所	名称	所在地	年月日
社会福祉法人和晃会	五所川原市大字唐笠柳字村崎二四二	行動援護	行動援護	社会福祉法人和晃会	五所川原市大字唐笠柳字村崎二四二	平成二七・六三	
社会福祉法人和晃会	五所川原市大字唐笠柳字村崎二四二	重度訪問介護	重度訪問介護	社会福祉法人和晃会	五所川原市大字唐笠柳字村崎二四二		
社会福祉法人和晃会	五所川原市大字唐笠柳字村崎二四二	居宅介護	居宅介護	社会福祉法人和晃会	五所川原市大字唐笠柳字村崎二四二		

青森県告示第五百二十九号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十四条第二項の規定により、自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので、同法第六十九条第一号の規定により公示する。

平成二十七年七月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	七戸調剤薬局株式会社	所 在 地	上北郡七戸町字寺裏三一	指 定 日	平成 二七・四・三
-----	------------	-------	-------------	-------	--------------

青森県告示第五百三十号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十四条第二項の規定により、自立支援医療機関（育成医療及び更生医療）を次のとおり指定したので、同法第六十九条第一号の規定により公示する。

平成二十七年七月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	サンケア南部薬局	所 在 地	三戸郡南部町大字下名久井字白山八七の八	指 定 日	平成 二七・七・一
-----	----------	-------	---------------------	-------	--------------

青森県告示第五百三十一号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第六十五条の規定により、次の指定自立支援医療機関（精神通院医療）がその指定を辞退したので、同法第六十九条第三号の規定により公示する。

平成二十七年七月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	七戸調剤薬局株式会社	所 在 地	上北郡七戸町字寺裏三一	指 定 辞 退 日	平成 二七・四・二
-----	------------	-------	-------------	-----------	--------------

青森県告示第五百三十二号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項の規定により次のとおり医師を指定したので、青森県身体障害者福祉法施行細則（昭和六十二年三月青森県規則第二十六号）第五条の規定により告示する。

平成二十七年七月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

氏 名	勤 務 する 病 院 等	所 在 地	診 療 科 目	指 定 日
三須 建郎	独立行政法人 国立病院機構 八戸病院	八戸市吹上三丁目一三の一	神経内科（肢体不自由）	平成 二七・七・一
佐々木 規博	弘前大学医学部 附属病院	弘前市大字本町五三	整形外科（肢体不自由）	〃
林 慶充	弘前大学医学部 附属病院	弘前市大字本町五三	整形外科（肢体不自由）	〃
奈良岡 琢哉	弘前大学医学部 附属病院	弘前市大字本町五三	整形外科（肢体不自由）	〃

青森県告示第五百三十三号

中小・中堅企業賃上げ・一時金要求・妥結調査を次のとおり実施するので、青森県統計調査条例（平成二十一年三月青森県条例第十二号）第三条の規定により告示する。

平成二十七年七月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 調査の目的
 県内の民間中小・中堅企業の賃金実態を明らかにし、安定した労使関係の構築のための基礎資料を得ることを目的とする。

二 調査対象の範囲

県内全域の従業員三百人未満の民間企業等の労働組合

三 報告を求めるとする事項及びその基準となる期日

1 報告を求めるとする事項は、次に掲げる事項とする。

- (一) 従業員数、業種、所定内給与額
- (二) 賃上げ・一時金要求の有無
- (三) 賃上げ・一時金の要求日、要求額
- (四) 賃上げ・一時金の妥結日、妥結額
- (五) 一時金の妥結時期

2 報告を求めるとする基準となる期日は、調査実施年の要求・妥結時期とする。

四 報告を求めるとする者

平成二十六年度の労働組合基礎調査で把握している従業員数三百人未満の民間企業等労働組合百九十四組合とする。

五 報告を求めるとするために用いる方法

調査票の送付及び記入済調査票の回収を郵送により行う郵送調査とする。

六 報告を求めるとする期間

平成二十七年七月十七日から八月七日までとする。

公 告

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十七年七月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 柏崎建設有限公司

二 代表者の氏名 柏崎 義見

三 主たる営業所の所在地 上北郡六ヶ所村大字倉内字笹崎八七〇の一五

四 許可番号 青森県知事許可（般 二六）第七七七号

五 取消年月日 平成二十七年六月十五日

六 取消しに係る建設業の許可

左官、鉄筋、板金、ガラス、塗装、防水、熱絶縁、建具工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十七年三月三十一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十七年七月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 亀田左官工業

二 氏名 亀田 修治

三 主たる営業所の所在地 上北郡野辺地町字家ノ上三三の二三

四 許可番号 青森県知事許可（般 二二）第一三七二号

五 取消年月日 平成二十七年六月十七日

六 取消しに係る建設業の許可

タイル・れんが・ブロック工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十七年三月三十一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

出 先 機 関

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定により、石川土地改良区の定款の変更を平成二十七年六月二十二日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

平成二十七年七月十五日

中南地域県民局長 藤 岡 正 昭

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定により、相馬土地改良区の定款の変更を平成二十七年六月二十六日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

平成二十七年七月十五日

中南地域県民局長 藤 岡 正 昭

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定により、板柳東部土地改良区の定款の変更を平成二十七年七月一日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

平成二十七年七月十五日

西北地域県民局長 山 本 馨

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定により、川内

町土地改良区の定款の変更を平成二十七年七月一日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

平成二十七年七月十五日

下北地域県民局長 松 宮 隆 志

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目番七
号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円四十四銭